

# 公費による解体制度について

大郷町 町民課 環境衛生係

# 公費解体制度の主旨

令和元年台風第19号に伴う大雨により損壊した被災建築物について、公費で解体することにより、生活環境上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活支援を図り、被災地の迅速な復旧を図るためのものです。



# 対象となる範囲

- ① リ災証明書において、半壊以上の判定を受けた家屋とその基礎が対象になります（基礎杭は対象になりません）。
- ② リフォームや、屋根・壁など家屋の一部の工事は対象外です。



全部解体の場合



リフォームの場合

## 対象となるもの（主なもの）

- ①住宅・併用住宅（居宅と店舗等）
- ②住宅・併用住宅の基礎
- ③合併浄化槽・単独浄化槽・便槽  
（住宅等と一体的に解体する場合のみ）

## 対象とならないもの（主なもの）

- ①住宅・併用住宅の基礎（4階建以上）
- ②単独で解体する合併浄化槽・単独浄化槽・便槽
- ③合併浄化槽・単独浄化槽・便槽以外の地下埋設物
- ④客土（外から土を持込整理すること）
- ⑤アスファルト舗装・砂利などの敷設物
- ⑥ブロック塀・よう壁等  
（被災状況や解体工事への支障を確認した上で  
解体の対象となる場合があります。）

# 申請受付

受付期間 令和元年 11月25日（月）  
～令和元年 12月26日（木）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

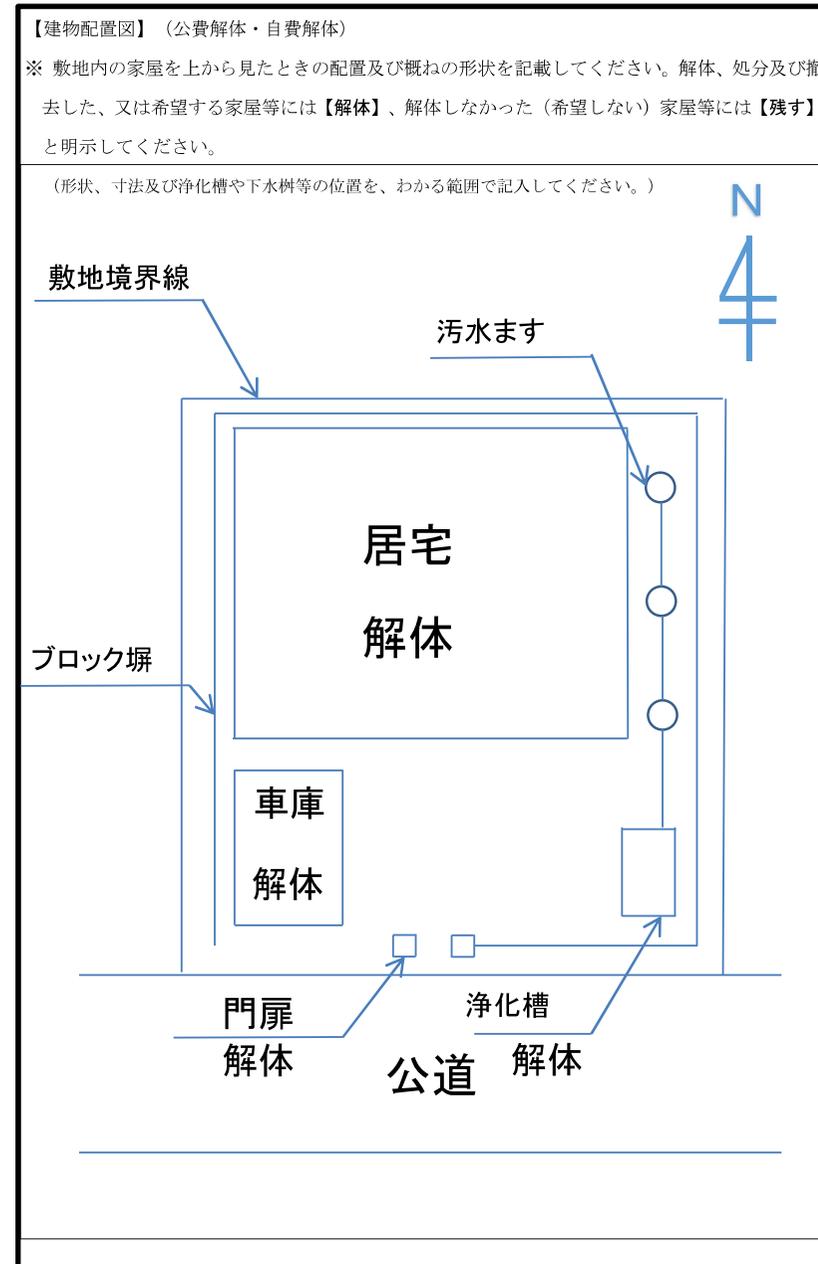
受付場所 大郷町役場 町民課窓口

# 申請から解体までの流れ



# 建物配置図

- ・方位を確認すること
- ・道路と敷地の配置
- ・敷地内の建物の配置
- ・庭木やカーポートの配置
- ・ブロック塀等の配置
- ・浄化槽や取付ますの位置
- ・解体したい、残したい建物を明記してください



# 被災家屋の写真

被災家屋全体が入った写真で、2方向以上から撮影したものを添付してください。  
複数棟申請する場合はそれぞれの建物を撮影したものを添付してください。

## 3【状況写真】

※被災状況がわかる家屋等（塀を含む）の写真（全体写真、家屋等の棟別の写真）を貼り付けてください。



この様式以外（現像写真をA4用紙に貼付又はパソコンから印刷したもの）でも可  
自費解体の場合は、各工程ごとの解体前・解体中・解体後の写真も添付してください。

# 申請時の注意点

- 電気、ガス等のライフラインを停止する手続きをしてください。
- 立会時に残置物(タンス、ピアノ等)がある場合は、解体に着手できないため、事前に撤去しておいてください。
- エアコン、室外機等も事前に撤去しておいてください。

